

## 調査・測量・設計業務共通仕様書（農地関係） 新旧対照表

改正後	現 行	備考
<p style="text-align: center;">調査・測量・設計業務共通仕様書 (農 地 関 係)</p> <p style="text-align: center;">令和4年4月</p> <p style="text-align: center;">愛知県農林基盤局</p>	<p style="text-align: center;">調査・測量・設計業務共通仕様書 (農 地 関 係)</p> <p style="text-align: center;">令和3年1月</p> <p style="text-align: center;">愛知県農林基盤局</p>	改正による変更
<p>I 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 ～ 第3章 [省略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 ～ 第5節 [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 孔内載荷試験（プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験）（第417条～第419条）……………32</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 ～ 第2節 [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験（第505条～第507条……………35</p>	<p>I 地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 ～ 第3章 [省略]</p> <p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 ～ 第5節 [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">第6節 孔内載荷試験（第417条～第419条）……………32</p> <p>第5章 サウンディング</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 ～ 第2節 [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験（第505条～第507条……………35</p>	農水省との整合 (R3.4改正)
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第101条 ～第110条 [省略]</p> <p>第111条 （業務実績データの作成及び登録）</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、変更時と完了時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>第112条 ～ 第115条 [省略]</p> <p>第116条 （成果物の提出）</p> <p style="padding-left: 20px;">1 ～ 5 [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">6 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、「一般財団法人国土盤情報センター」の検定を受けたうえで、「国土盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の利用可否について、愛知県電子納品運用ガイドラインに基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」（ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第101条 ～第110条 [省略]</p> <p>第111条 （業務実績データの作成及び登録）</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、業務完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>第112条 ～ 第115条 [省略]</p> <p>第116条 （成果物の提出）</p> <p style="padding-left: 20px;">1 ～ 5 [省略]</p> <p style="padding-left: 20px;">6 [新設]</p>	<p>第111条 第1項 農水省との整合 (R3.4改正)</p> <p>第116条 第6項 国土盤情報データベース の登録に伴う追加</p>

改正後	現 行	備考																												
<p>と読み替えるものとする。)を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経費率算定の対象額としない。また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。なお、電子納品の場合には、愛知県電子納品運用ガイドラインに規定されている格納フォルダBORING/OTHRに検定証明書(PDFファイル)を格納することをもって、提出する成果が検定済みであることを報告する事ができる。</p>																														
<p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験 第1節 ～ 第5節 [省略] 第6節 孔内載荷試験 (プレッシャーメータ試験・ボアホールジャッキ試験)</p>	<p>第4章 ボーリング孔を利用した物理検層及び原位置試験 第1節 ～ 第5節 [省略] 第6節 孔内載荷試験</p>	<p>農水省との整合 (R3.4改正)</p>																												
<p>第5章 サウンディング 第1節 ～ 第2節 [省略] 第3節 機械式コーン (オランダ式二重管コーン) 貫入試験</p>	<p>第5章 サウンディング 第1節 ～ 第2節 [省略] 第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験</p>	<p>農水省との整合 (R3.4改正)</p>																												
<p>第6章 サンプリング 第1節 [省略] 第2節 標本用資料 第602条 (資料作成) 標本用資料の採取位置及び数量は、特別仕様書等又は監督員の指示によるものとする。 2 資料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。 なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="359 1171 1041 1480"> <tr><td>調査名</td><td></td></tr> <tr><td>地点番号</td><td>NO. 号 番</td></tr> <tr><td>採取深度</td><td>m～ m</td></tr> <tr><td>土質名</td><td></td></tr> <tr><td>打撃回数</td><td></td></tr> <tr><td>採取月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>採取者名</td><td></td></tr> </table>	調査名		地点番号	NO. 号 番	採取深度	m～ m	土質名		打撃回数		採取月日	年 月 日	採取者名		<p>第6章 サンプリング 第1節 [省略] 第2節 標本用資料 第602条 (資料作成) 標本用資料の採取位置及び数量は、特別仕様書等又は監督員の指示によるものとする。 2 資料は、含水量が変化しないような容器に入れ密封し、必要事項を記入したラベルを添付するものとする。 なお、ラベルの様式は、下記を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1525 1171 2208 1480"> <tr><td>調査名</td><td></td></tr> <tr><td>地点番号</td><td>NO. 号 番</td></tr> <tr><td>採取深度</td><td>m～ m</td></tr> <tr><td>土質名</td><td></td></tr> <tr><td>打撃回数</td><td></td></tr> <tr><td>採取月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>採取者名</td><td></td></tr> </table>	調査名		地点番号	NO. 号 番	採取深度	m～ m	土質名		打撃回数		採取月日	平成 年 月 日	採取者名		<p>農水省との整合 (R3.4改正)</p>
調査名																														
地点番号	NO. 号 番																													
採取深度	m～ m																													
土質名																														
打撃回数																														
採取月日	年 月 日																													
採取者名																														
調査名																														
地点番号	NO. 号 番																													
採取深度	m～ m																													
土質名																														
打撃回数																														
採取月日	平成 年 月 日																													
採取者名																														
<p>第7章 解析等調査業務 第701条 (目的) 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。 2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。</p>	<p>第7章 解析等調査業務 第701条 (目的) 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。 2 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり等を除くものとする。</p>	<p>農水省との整合 (R3.4改正)</p>																												

改正後	現 行	備考
<p>II 測量業務共通仕様書</p> <p>第1条 ～第11条 [省略]  第12条 (業務実績データの作成及び登録)</p> <p>受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>ただし、変更時と完了時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>II 測量業務共通仕様書</p> <p>第1条 ～第11条 [省略]  第12条 (業務実績データの作成及び登録)</p> <p>受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	
<p>III 建物等事前及び事後調査業務共通仕様書</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1条 ～第11条 [省略]  第12条 (業務実績データの作成及び登録)</p> <p>受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>ただし、変更時と完了時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>III 建物等事前及び事後調査業務共通仕様書</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1条 ～第11条 [省略]  第12条 (業務実績データの作成及び登録)</p> <p>受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	
<p>IV 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1条 ～第11条 [省略]  第12条 (業務実績データの作成及び登録)</p> <p>受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>ただし、変更時と完了時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>IV 設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1条 ～第11条 [省略]  第12条 (業務実績データの作成及び登録)</p> <p>受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、完了時、訂正時において受注時は契約締結後、登録内容の変更があった日から、完了時は完了届を提出した日から、それぞれ土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に、また訂正時は適宜、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、登録データ作業等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	